

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日の日)

目次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則

◇告 示 保険薬剤師の登録

飼料の分析検査の概要

解除予定の保安林

鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙に係る選挙人名簿の縦覧
建築基準法による道路の位置の指定

規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十六号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(昭和三十五年三月鳥取県規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の四中「三〇〇円」を「五〇〇円」に、「二円」を「三元」に改める。

別表第一の一の2の(三)中「五四八、〇〇〇円以内」を「六二八、〇〇〇円以内」に改める。

別表第一の二の1の(三)中「三五五円以内」を「四〇〇円以内」に改める。

別表第一の三の3の(一)の表中

八、八〇〇円	一一、一〇〇円
一四、二〇〇円	一八、二〇〇円

六、二〇〇円	一九、三〇〇円	二四、四〇〇円	三、五〇〇円
五、二〇〇円	二九、五〇〇円	三七、二〇〇円	五、〇〇〇円

九、三〇〇円	一一、八〇〇円	一七、一〇〇円	二〇、四〇〇円
一五、〇〇〇円	一九、二〇〇円	二六、六〇〇円	三一、一〇〇円

二五、七〇〇円	三、七〇〇円
三九、三〇〇円	五、二〇〇円

に改める。

別表第一の三の3の(ロ)の表中

三、〇〇〇円	四、一〇〇円
四、七〇〇円	六、二〇〇円

六、二〇〇円	七、五〇〇円	九、六〇〇円	一、二〇〇円
八、九〇〇円	一〇、六〇〇円	一三、四〇〇円	一、七〇〇円

を

三、二〇〇円	四、三〇〇円	六、五〇〇円	七、九〇〇円
四、九〇〇円	六、五〇〇円	九、四〇〇円	一、一〇〇円

一〇、一〇〇円	一、三〇〇円
一四、〇〇〇円	一、八〇〇円

に改める。

別表第一の六の3中「三二、一〇〇円以内」を「二四〇、八〇〇円以内」に改める。

別表第一の八の3の(ロ)中「二、一六〇円」を「二、三七〇円」に、「二、三三〇円」を「二、五六〇円」に改める。

別表第一の九の3中「三三、〇〇〇円以内」を「四四、〇〇〇円以内」に、「二六、四〇〇円以内」を「三五、二〇〇円以内」に改める。

別表第一の十一の4の(ロ)中「一、六〇〇円」を「一、七〇〇円」に改める。

別表第一の十二の3中「三六、〇〇〇円以内」を「三八、二〇〇円以内」に改める。

別表第二の一の1中「七、二四〇円」を「七、八〇〇円」に、「五、二〇〇円」を「五、六〇〇円」に、「四、三二〇円」を「四、八〇〇円」に、「五、一一〇円」を「六、二三〇円」に、「六、七〇〇円」を「六、九五〇円」に改める。

別表第二の一の2中「九四九円」を「一、〇二三円」に、「六八二円」を「七三四円」に、「五六六円」を「六二九円」に、「六七〇円」を「八一七円」に、「八七八円」を「九一一円」に改める。

別表第二の3の表中「一一円」を「一五円」に、「九〇〇円」を「一、三〇〇円」に、「四、一〇〇円」を「五、九〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害救助法施行細則の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第五十七号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改

正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則(昭和三十七年

十二月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。
第四条第一項第一号中「七千円」を「八千円」に改め、同項第二号中「三千五百円」を「四千円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

3 昭和五十一年三月三十一日以前に看護職員養成施設に入学した者に係る修学資金の額については、改正後の規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第六百九十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十一年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登 録 の 記 号 及 び 番 号	登 録 の 年 月 日
稲 田 泰 博	鳥 薬 第 三 三 九 号	昭 和 五 十 一 年 八 月 二 十 一 日

鳥取県告示第六百九十四号

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律(昭和五十年法律第六十八号)による改正前の飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号。以下「改正前の法」という。)第二十一条第一項の規定に基づき、昭和五十一年六月に収去した飼料の分析検査の概要は、次のとおりである。

昭和五十一年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	飼料の名称	登録番号	検査				結果		特記すべき事項
			粗たん白	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	要注意検出物	その他	
神戸市葦合区小野浜町9番52号 協同飼料株式会社 神戸工場 協同甲若豚用完全配合飼料 ネオボーク・9		73BC第7号	15.5 16.9	4.0 6.6	4.0 3.5	7.0 5.3			昭和51年6月9日 鳥取市宮長字大坪23-1 桑田商店鳥取営業所
神戸市葦合区小野浜町9番50号 日清製粉株式会社神戸飼料工場 日清印子豚育成用完全配合飼料 ハイベツグゼット		75BB第11号	16.0 16.5	2.5 3.9	5.0 3.1	8.0 5.8			昭和51年6月9日 鳥取市富安351の2 中村産業株式会社
日清印成鶏用完全配合飼料 ハイレゾホン		73TD第12号	16.0 17.5	2.0 2.9	6.0 3.5	12.5 10.9			
神戸市兵庫区明治通3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場 マルマス印完全配合飼料 成鶏タカラ		69TD第292号	17.0 17.2	3.0 3.4	6.0 1.9	12.5 8.8			
神戸市東灘区御影浜町5番地 昭和産業株式会社神戸工場 マルニ印完全配合飼料 大まう用		70TC第33号	14.0 14.9	2.0 2.9	6.0 3.7	10.0 7.9			昭和51年6月9日 鳥取市古海699 株式会社ケンパン
マルニ印完全配合飼料 成鶏用フリヤ		74TD第18号	16.0 16.3	2.5 3.8	6.0 4.2	12.5 11.1			
神戸市東灘区住吉浜町19-3 日本農産工業株式会社 神戸工場									昭和51年6月10日 鳥取市湖山町1194 鳥取ノースン飼料株式会社

ノーサン印ブローラー肥育前期用完全配合飼料 ジョイスター	72TF第29号	22.0 23.0	4.0 5.0	5.0 2.5	7.0 5.6			昭和51年6月9日 鳥取市安長35の1 鳥取県経済農業協同組 合連合会 鳥取支所
ノーサン印肉牛肥育用完全配合飼料 プラスビー フレット	75UI第5号	12.0 13.5	1.5 3.3	10.0 5.0	10.0 7.0			
ノーサン印子豚育成用完全配合飼料 パクトン子豚	75BB第14号	15.5 16.0	2.0 3.0	5.0 3.0	7.0 5.0			
ノーサン印種豚用完全配合飼料 特製しゆとん用	75BD第7号	15.0 13.6	2.0 3.5	6.0 3.1	8.0 5.2			
神戸市東灘区住吉浜町18番地 近畿くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料 成鶏用エツグツシュ16	72TD第94号	16.0 16.4	3.5 4.4	5.0 2.9	12.5 10.5			昭和51年6月9日 鳥取市秋里下之反物408 株式会社イフキ
尼崎市西高洲町27 日本農産工業株式会社 尼崎工場 ノーサン印ブローラー肥育後期用完全配合飼料 フイニー	72TF第38号	18.0 21.5	4.5 7.5	5.0 2.7	7.0 5.4			昭和51年6月10日 鳥取市湖山町1194 鳥取ノーサン飼料株式会社
ノーサン印ブローラー肥育後期用完全配合飼料 ピュアB-1	74TF第57号	17.5 18.5	4.5 6.0	5.0 2.5	7.0 4.4			
神戸市東灘区住吉浜町19-3 日本農産工業株式会社 神戸工場 ノーサン印ブローラー肥育後期用完全配合飼料 ブロード	72TF第39号	17.0 17.8	4.0 4.7	5.5 2.3	9.0 5.4			

〔備考〕 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、「粗たん白質」の欄は「以上」を示し、「粗脂肪」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。「以上」を、フイツシュエツグツル吸着飼料については「以下」を示し、「粗繊維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

非 登 録 飼 料

製造事業場の所在地及び名称	飼料の名称	区分	検査					結果		収去年月日その他 特記すべき事項
			水分	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	検査	抽出物	その他	
神戸市長田区駒ヶ林南町1番102号 日本配合飼料株式会社 神戸工場 肉牛用エリート		表	12.0 13.1	1.5 2.9	8.0 5.6	9.0 6.1			昭和51年6月9日 鳥取市宮長字大坪23-1 桑田商店鳥取営業所	
神戸市葦合区小野浜町9番58号 協同飼料株式会社 神戸工場 協同印子豚用人工乳 ニューラー8		表	19.0 19.9	2.5 4.3	3.5 2.0	7.0 5.7				
神戸市葦合区小野浜町9番50号 日清製粉株式会社 神戸飼料工場 日清印雄子牛肥育用完全配合飼料 ㊦ホルビー7後期		表	11.5 12.8	2.0 3.1	9.0 4.8	9.0 7.4			昭和51年6月9日 鳥取市宮安351の2 中村産業株式会社	
鳥取市湯所町2丁目143 倉谷魚粉製造所 50.0%魚粉		表	50.0 57.2	12.5	0	28.0 22.5			昭和51年6月10日	
神戸市東灘区住吉浜町19-8 日本農産工業株式会社神戸工場 ノーサン印成鶏飼育用配合飼料 モナーク		表	16.0 17.2	3.0 3.7	6.0 3.0	12.5 11.8			昭和51年6月10日 鳥取市湖山町1194 鳥取ノーサン飼料株式会社	
境港市外江町3743の1 山陰くみあい飼料株式会社 くみあい標準配合飼料 プロイラー後期		表	18.0 18.7	4.0 6.3	5.0 2.4	8.0 5.5			昭和51年6月9日 鳥取市安長35の1 鳥取県経済農業協同組合 連合会 鳥取支所	

鳥取県告示第六百九十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十一年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字奥本字笠木谷八三一の三五、八三一の三八、八三三の四、八三三の五

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第六百九十六号

土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第二十一条第一項の規定により、鳥取都市計画事業鳥取駅前土地区画整理審議会の委員の補欠選挙に係る選挙人名簿を次のとおり公衆の縦覧に供する。

昭和五十一年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧期間

昭和五十一年九月十日から昭和五十一年九月二十三日まで

二 縦覧場所

鳥取市東品治町九十三番地九 鳥取県鳥取都市開発事務所

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】

三 縦覧時間

午前八時三十分から午後五時まで

鳥取県告示第六百九十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十一年九月七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十一年九月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
東伯郡北条町 大字江北五一八 中国住宅産業株式会社 代表取締役 中西了介	倉吉市海田東町字外薬師 九二番二	幅員 六・四メートル 〃 一・〇〇メートル 延長 六三・〇二メートル